



## 容器包装プラスチック・ペットボトルの品質検査を受けました！



市は、法律に基づき、「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」のリサイクル処理を、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託しています。「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」のベール（サイコロ状に固めたもの）品質向上のため、年1回の品質検査を受けます。「汚れ」「異物混入」等の審査基準があり、市から搬出された「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」が、基準内のベールかどうかを確認していきます。審査の結果、「A・B・D」の3ランクいずれかの評価を受けます。



西砂からの風（第2号）で紹介しましたが、平成22年度の品質検査は残念ながら「D」評価でした。

ランクの評価により、日本容器包装リサイクル協会への引取停止処分になることもあります。

### D評価の要因

- ① 汚れたプラスチック
- ② 容器包装プラスチック以外のもの
- ③ 乾電池やライターなどの禁忌品  
が混入しているなど

今年度の検査結果は・・・

**「容器包装プラスチック」「ペットボトル」ともに最も高い「A」評価を受けました！！**

今後ごみの減量に全力で取り組みます！引き続き市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします！

分別方法の確認を！！

### 容器包装プラスチック

- プラマークが目印の「容器包装プラスチック」に「その他のプラスチック」が混入すると、リサイクル率の低下になりますので、分別にご協力ください。
- 食品の一部が付着した「容器包装プラスチック」は、きれいなほかの物も汚すため、評価を大きく下げる要因になります！必ず汚れをふき取るか、すすいで出してください。
- 「その他のプラスチック」も独自のルートにより再資源化を行っています。必ず汚れをふき取るか、すすいで出してください。



### ペットボトル

- ペットボトルとして出せるもの（指定品）  
乳飲料・清涼飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品（めんつゆ等）・みりん風調味料・食酢・調味料・ドレッシングタイプ調味料  
\*いずれも食用油を含む製品は除きます
- 上記指定品以外のものは、「その他のプラスチック」です。
- 必ずキャップとラベルをはずし、すすいで出してください。  
キャップは「その他のプラスチック」、ラベルは「容器包装プラスチック」として出してください。



年内の持込みは 12月29日（木）午後4時まで・・・燃やせるごみ→清掃工場（若葉町 4-11-19） 燃やせないごみ・資源→総合リサイクルセンター（西砂町 4-77-1）

